



○長野県告示第52号

隣保館運営等事業費補助金交付要綱（昭和62年長野県告示第48号）の一部を次のように改正し、平成14年度の補助金から適用します。

平成15年1月30日

長野県知事 田中 康夫

第1中「、歴史的社会的理由等により」及び「に対して、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる地域に密着したコミュニティーセンターとして、生活」を削り、「図り、人権・同和問題」を「図るとともに、生活上の課題や様々な人権課題」に改める。

第2の表中 「地域福祉事業（デイ・サービス事業）」 を 「隣保館デイサービス事業」 に、「地域福祉事業（デイ・サー

ビス事業）の実施に必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費（保険料を除く。）」を「隣保館デイサービス事業の実施に必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費（保険料を除く。）、委託料」に改め、同表の地域交流促進事業の項、継続的相談援助事業の項及び広域隣保活動事業の項中「除く。」の次に「、委託料」を加える。

別表の隣保館運営事業の項を次のように改める。

隣保館運営事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 相談事業等 知事が承認した額</p> <p>2 周辺地域巡回事業 隣保館の利用が困難な周辺地域において事業を実施する場合は、1館当たり258,000円。ただし、事業期間が1年に満たない場合には、それぞれの基準額に事業実施月数を12で除した数を乗じた額とする。</p>
---------	--

別表中

「
地域福祉事
業(デイ・
サービス事
業)
」

を

「
隣保館デイ
サービス事
業
」

に改める。

人権・同和政策課

○長野県告示第53号

長野県農業改良資金貸付規程(昭和39年長野県告示第545号)の全部を次のとおり改正します。

平成15年1月30日

長野県知事 田中康夫

長野県農業改良資金貸付規程

(趣旨)

第1条 この規程は、農業者等及び融資機関に対し、農業改良資金及び当該資金の貸付けに必要な資金を予算の範囲内で貸し付けることについて、農業改良資金助成法(昭和31年法律第102号。以下「法」という。)、農業改良資金助成法施行令(昭和31年政令第131号)及び農業改良資金助成法施行規則(平成14年農林水産省令第57号)に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(貸付金の貸付限度額等)

第2条 知事が農業改良資金として、法第3条第1項の農業者等(以下「農業者等」という。)に対して貸し付ける貸付金(以下「貸付金」という。)の一農業者等ごとの貸付限度額は、個人にあつては1,800万円、法人その他の団体にあつては5,000万円の範囲内で、それぞれ知事が別に定める額とする。

2 貸付金は、無利子とし、その償還期間(据置期間を含む。)は、10年以内(地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域として農林水産大臣が指定するものにおいて農業改良措置を実施するのに必要な資金(次項において「特定地域資金」という。)にあつては、12年以内)とする。

3 貸付金の据置期間は、3年以内(特定地域資金にあつては、5年以内)とする。

(保証人)

第3条 貸付金の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、別に

定めるところにより連帯保証人を立てなければならない。ただし、融資機関が借入申込者である場合はこの限りでない。

2 知事は、必要と認める場合は、前項の連帯保証人のほかに物的担保を提供させることがある。

(貸付けの申請)

第4条 借入申込者は、法第7条に規定する貸付資格の認定を受けた後、別に定めるところにより、借入れの申込みに係る申請書を知事に提出しなければならない。

(貸付けの決定)

第5条 知事は、前条の申請書を受理したときは、審査の上貸付金の貸付けの適否を決定し、これを当該申請書を提出した借入申込者に通知するものとする。

(借用証書)

第6条 前条の規定により貸付金の貸付けが適当である旨の決定(以下「貸付決定」という。)を受けた借入申込者は、別に定めるところにより、借用証書を知事に提出しなければならない。

(貸付決定の取消し)

第7条 知事は、借入申込者が貸付決定を受けた日から1月を経過してもなお前条の借用証書を提出しないときは、当該貸付決定を取り消すことができる。

(借入れ辞退)

第8条 借入申込者は、貸付決定を受けた後において、貸付金の借入れを辞退しようとするときは、当該貸付決定を受けた日から1月以内に借入辞退届を知事に提出し、当該貸付決定の取消しを受けるものとする。

(貸付決定の取消しの通知)

第9条 知事は、前2条の規定により貸付決定を取り消したときは、当該借入申込者に通知するものとする。

(事業実施報告)

第10条 貸付金の貸付けを受けた者(以下「借受者」という。)のうち農業者等は、事業完了後30日以内に別に定めるところにより事業実施報告書を知事に提出しなければならない。

2 借受者のうち融資機関は、第17条の規定により前項の規定に準じて提出される事業実施報告書を受理後、速やかに、別に定めるところにより事業実施報告書を知事に提出しなければならない。

(一時償還)

第11条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当する場合には、第2条第2項及び第3項の規定にかかわらず、当該借受者に対し、貸付金の全部又は一部につき、期限を示して一時償還を請求することができる。

(1) 貸付金を貸付けの目的以外の用途に使用し、又は貸付け後長期にわたり使用しな

いとき。

- (2) 虚偽の申請若しくは報告をし、又は故意に事実の報告を怠ったとき。
- (3) 償還金の支払を怠り、又は正当な理由がなくて貸付けの条件に違反したとき。
- (4) 自己の経営について農業簿記等による適正な経営管理又は税務申告を行っていないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、貸付金債権の保全上著しい支障があると認めるとき。
(違約金)

第12条 知事は、借受者が支払期日までに償還金又は一時償還金を支払わなかったときは、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。

- 2 知事は、借受者が前条各号のいずれかに該当し、一時償還を請求したときは、一時償還額につき年12.25パーセントの割合をもって貸付けの日から支払の日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。ただし、知事が特にやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(支払の猶予)

第13条 知事は、借受者のうち農業者等が災害、死亡、病気その他やむを得ない理由により、貸付金の償還が著しく困難であると認められた場合には、償還金の支払を猶予することができる。

- 2 借受者のうち融資機関が法第3条第2項の規定により貸し付けた農業改良資金について当該資金に係る償還金の支払の猶予を決定した場合には、知事は、償還金の支払を猶予することができる。
- 3 前2項の規定による償還金の支払の猶予を受けようとする者は、別に定めるところにより、支払の猶予の申請書を償還期限の最終日(分割支払の場合の各支払期日を含む。)の30日前までに知事に提出しなければならない。

(支払の猶予の決定)

第14条 知事は、前条の申請書を受理したときは、審査の上支払の猶予の適否を決定し、これを当該申請書を提出した者に通知するものとする。

- 2 知事は、償還金の支払期日を過ぎて、支払の猶予をしない旨の決定をしたときにおいても、第12条の違約金を徴収するものとする。

(事務委託)

第15条 知事は、貸付金の貸付けに係る申請書等の受理その他の事務(貸付決定、一時償還の決定及び支払の猶予の決定を除く。)の一部を農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第1項第2号及び第3号に規定する事業を併せて行う農業協同組合又は長野県信用農業協同組合連合会(次条において「農協等」という。)に委託することができる。

(報告及び検査)

第16条 知事は、必要があると認めるときは、借受者に対し必要な報告を求め、又はその職員をして貸付金に関する事業の帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 知事は、必要があると認めるときは、前条の規定により事務を委託した農協等に対し必要な報告を求め、又はその職員をして委託した事務に関する帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(融資機関が行う農業改良資金の貸付け)

第17条 法第3条第2項の規定により融資機関が行う農業改良資金の貸付けは、第2条、第4条から第14条まで(第10条第2項及び第13条第2項を除く。)及び前条第1項の規定に準じて行わなければならない。

(補則)

第18条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前にこの告示による改正前の長野県農業改良資金貸付規程(以下「旧規程」という。)の規定により貸し付けられた農業改良資金については、なお従前の例による。

3 この告示の施行の際現に旧規程の規定により農業改良資金の貸付けを受けている者で、この告示の施行の日以後において、引き続き当該農業改良資金の貸付けを受けるものに係る当該農業改良資金の貸付けについては、なお従前の例による。

農 政 課

○長野県告示第54号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成15年1月30日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 施行者の名称
伊那市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
伊那都市計画道路事業 3・4・18号伊那北停車場山寺上村線
3・5・17号沢御園線
- 3 事業施行期間
平成10年12月14日から
平成17年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

都市計画課

○長野県告示第55号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成15年2月14日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年1月30日

長野県知事 田中康夫

- 1 路線名 神宮寺諏訪線
- 2 供用を開始する区間
諏訪市大字中州字真那板免708番の4地先から
諏訪市大字中州字柵640番の2地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成15年1月30日

道路維持課

○長野県告示第56号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成15年2月14日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年1月30日

長野県知事 田中康夫

- 1 (1) 路線名 山吹停車場線
- (2) 供用を開始する区間
下伊那郡高森町山吹4914番の1地先から
下伊那郡高森町山吹4934番の6地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成15年1月30日
- 2 (1) 路線名 山吹停車場線
- (2) 供用を開始する区間
下伊那郡高森町山吹5089番の1地先から
下伊那郡高森町山吹5126番地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成15年1月30日
- 3 (1) 路線名 深沢阿南線
- (2) 供用を開始する区間
下伊那郡阿南町和合1075番の14地先から
下伊那郡阿南町和合1075番の19地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成15年1月30日
- 4 (1) 路線名 深沢阿南線
- (2) 供用を開始する区間
下伊那郡阿南町和合92番の3地先から
下伊那郡阿南町和合94番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成15年1月30日
- 5 (1) 路線名 深沢阿南線
- (2) 供用を開始する区間
下伊那郡阿南町和合284番の1地先から
下伊那郡阿南町和合306番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成15年1月30日

- 6(1) 路線名 深沢阿南線
 (2) 供用を開始する区間
 下伊那郡阿南町和合587番の1地先から
 下伊那郡阿南町和合610番の3地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成15年1月30日
- 7(1) 路線名 深沢阿南線
 (2) 供用を開始する区間
 下伊那郡阿南町和合144番の2地先から
 下伊那郡阿南町和合168番の6地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成15年1月30日

道路維持課

○長野県告示第57号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成15年2月14日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年1月30日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 県道
 2 路線名 神宮寺諏訪線
 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
諏訪市大字中州字真那板免708番の4地先から 諏訪市大字中州字柵640番の2地先まで	旧	m 6.8~8.0	km 0.2564
同 上	新	9.0~10.6	0.2564

道路維持課

○長野県告示第58号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成15年2月14日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年1月30日

長野県知事 田中康夫

- 1(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 山吹停車場線
 (3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
			m	km
下伊那郡高森町山吹4914番の1地先から		旧	4.2～7.6	0.2000
下伊那郡高森町山吹4934番の6地先まで				
同	上	新	4.6～10.0	0.1983

- 2(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 山吹停車場線
 (3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
			m	km
下伊那郡高森町山吹5089番の1地先から		旧	4.2～12.0	0.1634
下伊那郡高森町山吹5126番地先まで				
同	上	新	4.2～21.6	0.1639

- 3(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 深沢阿南線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延 長 km
下伊那郡阿南町和合1075番の14地先から 下伊那郡阿南町和合1075番の19地先まで	旧	4.0~8.6	0.1735
同 上	新	4.0~17.2	0.1725

- 4(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 深沢阿南線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延 長 km
下伊那郡阿南町和合92番の3地先から 下伊那郡阿南町和合94番の1地先まで	旧	4.0~13.2	0.2046
同 上	新	5.0~19.8	0.2046

- 5(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 深沢阿南線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延 長 km
下伊那郡阿南町和合284番の1地先から 下伊那郡阿南町和合306番の1地先まで	旧	3.2~7.0	0.1034
同 上	新	3.4~7.0	0.1036

- 6(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 深沢阿南線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延 長 km
下伊那郡阿南町和合587番の1地先から 下伊那郡阿南町和合610番の3地先まで	旧	3.0~10.8	0.3000
同 上	新	3.6~21.2	0.2976

- 7(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 深沢阿南線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延 長 km
下伊那郡阿南町和合144番の2地先から 下伊那郡阿南町和合168番の6地先まで	旧	3.6~5.8	0.1000
同 上	新	4.0~8.2	0.1000

道路維持課

○長野県長野地方事務所告示第1号

長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第9条第1項の規定により、平成15年1月15日、次の者を売りさばき人に指定しました。

平成15年1月30日

長野県長野地方事務所長 会 津 佳 伸

名 称	住 所
株式会社 きたかみ	長野市権堂町2228番地

会 計 局